

No	質問	回答
1	<p>仕様書「6 委託料（1）②」</p> <p>【コンテスト上位者の選定について】</p> <p>コンテスト上位者（歩数改善率等）の選定方法について、具体的に想定している基準等があれば教えていただけますでしょうか。</p>	<p>現時点では、委託先により取得可能なデータが異なるため検討中ですが、歩数の改善率や脳トレの実施回数など、年齢や参加期間の長短によらず公平に比較できる指標（割合や増加率等）を用いることを基本的な考え方としています。</p>
2	<p>仕様書「6 委託料（1）②」</p> <p>【コンテスト上位者への付与作業の範囲について】</p> <p>「参加者のうち歩数改善率等上位10名に5,000円追加付与。委託者が決定する。」とありますが、コンテストに関する具体的な作業範囲は、市が指定する10名に対し、追加で5,000ポイントを付与するという認識で良いでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
3	<p>実施要領「2 委託業務概要（4）契約上限金額」・仕様書「6 委託料（1）②」</p> <p>【ポイント交換原資の消費税扱い及び予算配分について】</p> <p>ポイント交換原資分（3,800,000円～）は、実費精算の対象かつ非課税取引（不課税）と解釈しております。</p> <p>実施要領「2 委託業務概要（4）契約上限金額」においては、ポイント交換原資分が「4,180,000円（10%税込）」と設定されています。そのため、このうちの消費税相当額（380,000円分）が、非課税扱いに伴い不要となった場合、当該金額をシステム構築費や事務費等の「事業運営費」へ充当し、提案することは可能でしょうか。</p>	<p>本件に係るポイント交換原資の消費税の取扱いについては現在確認中のため、現時点では税込みでの積算をお願いいたします。なお、当該取扱いの整理結果に応じて、契約締結時に金額の調整を行う予定です。</p>
4	<p>仕様書「4 サービス概要（1）サービスの機能概要⑩」「6 委託料（3）」</p> <p>【アプリ内広告について】</p> <p>広告の掲載について、これは「①静岡市の行政情報や市事業へ協力する企業の広報」に限定されるものでしょうか。あるいは、「②受託者のアプリ内に標準実装されている民間企業の広告掲載」を指しますでしょうか。</p> <p>①の場合、市事業へ協力いただく企業等の広告掲載が可能となりますが、その際の掲載企業への協力依頼や調整等の窓口業務は市が行うものという理解でよろしいでしょうか。</p> <p>②の場合、弊社アプリは一般向けサービス（ASPサービス）をカスタマイズして提供しており、広告は全ユーザー共通で表示される仕様です。この広告は静岡市の本事業に起因して得られる収入ではないため、仕様書「6 委託料（3）」に記載されている「本事業に係るアプリ等への広告掲載等による収入」の対象外として認識しておりますが、よろしいでしょうか。</p>	<p>本事業における広告については、「①静岡市の行政情報や市事業へ協力する企業の広報」に限定されるものではありません。詳細は「静岡市広告事業推進に関する基本方針」及び「静岡市広告事業実施マニュアル」を踏まえて検討中ですが、「②受託者のアプリに標準実装されている広告機能を活用する場合」であっても、当該基準への適合及び事前の内容確認を前提とし、適切に運用することを求めます。</p> <p>また、広告掲載等による収入の取扱いについては、当該広告が本事業に関連して得られるものか否かを含め、仕様書「6 委託料（3）」に記載のとおり、提案内容を基に協議の上で決定します。</p>
5	<p>実施要領「6 提出書類等（1）提出書類 コ 令和9から12年度までの概算費用見通し」</p> <p>【令和9年度以降の概算費用におけるポイント原資の算出について】</p> <p>令和8年度のポイント交換率は「75%」とされています。令和9年度以降の概算費用見通しを「ポイント交換率は100%で積算すること」との指示があります。この際、各年度のポイント原資は、以下の計算式で算出する認識で相違ないでしょうか。</p> <p>（例：令和9年度の場合）</p> <p>「5,000円×参加者3,000人×交換率100%=15,000,000円」</p>	<p>お見込みのとおりです。</p> <p>※No3を踏まえ、課税扱いとして積算していただきますようお願いいたします。</p>

No	質問	回答
6	<p>実施要領「6 提出書類等（1）提出書類 コ 令和9から12年度までの概算費用見通し」</p> <p>インセンティブは来年度同様1人あたり5,000円の試算でよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
7	<p>仕様書「（4）運用保守要件④ただし、委託者が翌年度以降も本事業を継続して実施する場合は、当該データを引き続き保存し、活用できるようにするものとする。」とは、翌年度以降の事業継続についての内示などをいただくようなケースを想定してもよろしいでしょうか。内示などなく契約期間が終了した後に（再来年度調達がかかるような場合でも）引き続きデータ保存が必要になる想定はございますでしょうか。</p>	<p>質問の件は、令和9年度4月からの事業継続が見込まれる場合には、データの保存及び活用を求めることを想定しています。</p> <p>一方で、契約期間終了後において、次期契約が確定しない場合にまで、無期限の保存を求めるものではありません。具体的な保存期間や取扱いについては、必要に応じて別途協議の上、適切に定めるものとします。</p>